

JFCC

VIEWWS
創造と共生の社会をめざして

C O N T E N T S

助成財団センター設立30周年にあたって 山岡 義典	1
FA協議会 第1回年次大会を終えて 鳥谷 真佐子/佐々木 隆太	2
助成財団におけるマイナンバー制度 脇坂 誠也	6
東アジア市民社会フォーラム2015報告 湯瀬 秀行	10
財団ニュース：新会員紹介/「英国チャリ ティーその変容と日本への示唆」出版記念 シンポジウム開催	11
助成財団の集いのお知らせ/助成団体要覧 2016発行/会員募集/編集後記	12

このセンターが任意団体の助成財団資料センターとして出発したのは1985年11月20日。もう30周年を迎えることになりました。当時トヨタ財団の専務理事をされていた林雄二郎さんの呼びかけで、主だった助成財団に順次お声掛けし、公益法人協会の協力を得て調査を進め、少しずつ共感の輪を広げて、やっと設立にたどり着いた思い出があります。

年を越すまではトヨタ財団の会議室の一隅を区切って間借りし、バタバタと作業を進めながら、まずは場所探し。可能な条件を定めていくつかの候補物件を見学し、年明けの1月には地下鉄「新宿御苑前」駅に近接したビルに決め、移転して本格稼働。私も兼務スタッフとして西新宿のトヨタ財団との間を行ったり来たりしながら、資料の整理や会報の編集、設立相談や会議の運営に携わってきました。中国の基金会（財団）との相互交流なども数年間にわたってコーディネートし、よい思い出ができました。

1988年4月には、多くの財団有志や経団連傘下の企業のご協力によって約5億円の寄付を募り、総理府を主務官庁に財団法人として再スタートします。その後の歩みは、バブル経済の破綻から長期的な低金利時代へと突入し、1996年には名称を助成財団センターに改めて事業内容を拡充しますが、運営的には山あり谷ありの30年だったと思います。

しかし1990年代後半からのNPO新時代への対応や2000年代に入ってからの新公益法人制度改革への対応など、このような中間支援組織が存在したからこそ可能だった役割を果たすことができ、また社会に向けても助成財団界としての信頼性ある情報発信を続けてこられたことは、高く評価できると思います。

歴代の理事長や専務理事、事務局長のご尽力、それに財源を含めてセンターの活動を支えてくだ

助成財団センター 設立30周年にあたって

公益財団法人 助成財団センター
理事長 山岡 義典



さった会員財団の皆さんには厚く感謝申し上げます。

助成財団は出捐された財産の果実で安定的に長期的な視点で助成事業を展開するのが本来の姿でしょう。センター設立から暫くはそれが可能でしたが、その後の20年は、殆どの財団が毎年の寄付を仰ぎつつ助成事業を維持するのがやっとという状況ではなかったかと思います。新しい財団の設立も少なくなったままで、揺れ動く社会状況に応じて次々に新しい先駆的な助成プログラムを立ち上げるという時代には、残念ながら未だなっていません。

そのような中で、2013年11月末までには助成財団の殆どは公益財団法人に移行、それぞれの改革を遂げているようです。収支相償などの制約もない訳ではありませんが、主務官庁の枠から自由になったことの意味は大きいでしょう。その意味を生かすような新しい助成事業の可能性にも、多くの財団が挑戦してほしいと願っています。

また財団設立のハードルが下がったことで、各地に市民基金やコミュニティ財団など、小規模ではありますが新しい発想の助成財団が生まれつつあります。まだ萌芽期とはいえ、日本の市民社会を基底から力づけていく動きになるものと期待しています。

2011年3月に発災した東日本大震災からすでに5年近くが過ぎましたが、地域復興や生活再建への途はまだ先が見えにくい状況です。長期的で着実な取り組みにこそ、助成財団の持ち味が活かされます。弛まぬ活躍に、期待をしています。

日本社会のみならず地球社会の次の30年に向けて、ともに夢や希望を抱きながら、一步一步、その実現に取り組んで参りましょう。

助成財団センターへの、これからもご支援とご協力をよろしくお願い致します。

リサーチ・アドミニストレーターの 役割と助成財団への期待

～リサーチ・アドミニストレーター協議会 第1回年次大会を終えて～



リサーチ・アドミニストレーター協議会 事務局
事務局長
金沢大学先端科学・イノベーション推進機構
リサーチ・アドミニストレーター

鳥谷 真佐子



金沢大学先端科学・イノベーション推進機構
リサーチ・アドミニストレーター

佐々木 隆太

1. リサーチ・アドミニストレーター(URA)の導入 経緯と現状

リサーチ・アドミニストレーター (University Research Administrator: URA) という職名をご存知でしょうか。所属は大学に限らないため、Research Administrator: RAとも呼ばれます。

URAは大学等における研究活動を活性化するための種々の業務を担う新たな専門的職種として注目されており、近年の国の施策もあり導入が進んでいます。背景には、大学等の研究機関が国内外での社会的な価値を高めていくことが求められていること、またそれらを取り巻く環境がより競争的になってきていること等が考えられます。

文部科学省は、「大学等における研究推進体制・機能の充実強化を支援することにより、研究者の研究活動活性化のための環境整備及び大学等の研究開発マネジメント強化等を図り」[1]、「科学技術イノベーション政策に関わる取組を実効性のあるものとしていくため、専門知識を活かして研究開発活動全体のマネジメントを担う」ための人材としてのURAを大学に導入・定着させるとして [2]、平成23年度に「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業を開始しました。この事業には15大学が採択され、さらにその2年後の平成25年度からは「研究大学強化促進事業」が開始され、同事業に採択された22機関において、競争力のある研究の加速化促進、先駆的な

研究分野の創出、国際水準の研究環境の整備等を目的としたURAを含む研究マネジメント人材の雇用および育成が進んでいます [3]。

平成25年度に行われた文部科学省による調査では、URAを配置していると回答した機関は69機関、「『URAとして配置』と整理する者」の人数は、全国で合計して696人でした [4]。明確にURA業務を行っているとは認識されておらずとも、類似業務の従事者を含めると、その数はさらに大きくなることが予想されます。

2. リサーチ・アドミニストレーター(RA)協議会 のご紹介

URAの具体的な業務は大学等により異なっていることから、URA実務者の業務実施能力の向上、人材育成の進め方、また、個々の大学等の特性を踏まえたURA組織の在り方、キャリアパスについては多方面での取組みが求められています。このような状況を踏まえ、URAのための情報交換・人材育成の場としてのネットワーク組織が必要とされるようになりました。平成21年度から金沢大学のURAが中心となり、リサーチ・アドミニストレーター研究会を立ち上げ情報交換を行ってきました。平成25年度からは、「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業の一貫で開催されていたURAシンポジウムと合同で大会が開催されるようになり、平成26年度の合同大会に



て、全国的なURA組織の必要性が改めて確認されました。その流れを受け、平成27年3月11日に任意団体としてリサーチ・アドミニストレーター(RA)協議会が設立されました。

RA協議会の目的は、各機関が取り組んでいるリサーチ・アドミニストレーション組織の定着・展開に向けて、それらを担う人材の育成・能力向上、課題の共有や解決についての情報交換を促し、研究力強化への貢献、学術及び科学技術の振興並びにイノベーションへ寄与していくことです[5]。RA協議会は、大学等の機関が参加する組織会員と、個人会員、企業や関連団体による賛助会員という会員種別で構成されます。平成27年10月現在では、17機関の組織会員、89人の個人会員(組織会員機関所属の個人会員と合わせると全264人)、3社の賛助会員が協議会に参加しています。

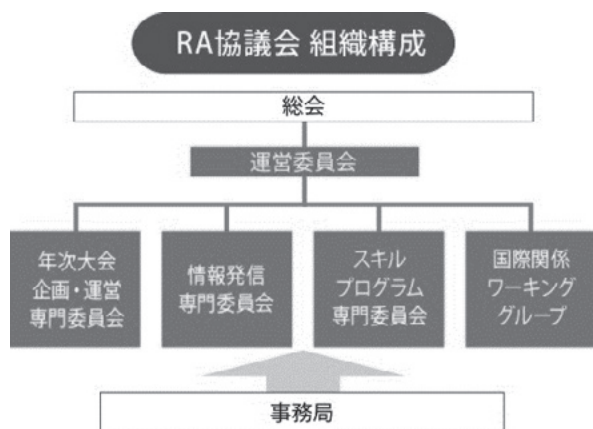


図1 RA協議会 組織図

具体的な事業内容は下記の通りです。

- 1) 会員間の業務連携に資する活動、全国的な体制の構築及び運営
- 2) 人材育成等を目的とした研究会、講習会の開催等、及び能力の認定
- 3) 大学等のリサーチ・アドミニストレーション業務に関する情報交換等の促進、情報発信
- 4) 国内外の諸団体等との連絡、交流、対話及び協力並びに提携
- 5) 大学等のリサーチ・アドミニストレーション業務の啓発及び普及活動
- 6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

なお、RA協議会の組織は、総会、運営委員会、年次大会企画・運営専門委員会、情報発信専門委員会、スキルプログラム専門委員会、国際連携ワーキンググループ、事務局から構成されています(図1)。各専門委員会は上記の事

業内容のうち、担当の事業を企画・運営しています。

3. RA協議会 第1回年次大会

平成27年9月1-2日にRA協議会の第1回年次大会が信州大学にて開催され、全国より多くの関係者にご参加いただきました(参加機関118、参加人数419名)。今大会は「リサーチ・アドミニストレーターのレベルアップから組織の研究力強化へ」をテーマとし、2日間で、文部科学省等の省庁関係者による講演、企業セッションを含め32のセッション、21の口頭発表、38のポスター発表がありました。また、前日の8月31日には、オブショナル教育研修プログラムとして、URA業務に就いて間もない初心者向けの研修も行われました。

大会で取り上げられたトピックはURA組織マネジメント、研究力強化、拠点構築・支援、産学連携、研究関連データベース構築・活用、広報・アウトリーチ、競争的資金申請支援、研究環境の国際化、規制対応・安全保障輸出管理、研究不正対策、人文社会系研究支援等、非常に多岐に渡っており[6]、「研究」を軸としたURA業務の広がりが伺えます。

助成財団センターとRA協議会による共催セッション「民間助成財団と助成について—助成金獲得に向けた留意点など—」では、助成財団センターの渡辺元プログラム・ディレクターにご講演いただきました。

講演では、民間助成財団の現状や、助成金に関する情報へのアクセス方法、特に助成財団センターのウェブサイト上の助成金募集ページや検索システムについてご紹介をいただきました(金沢大学 佐々木が司会担当)。また、助成団体による助成とは社会的な目的に貢献するというものであることから、応募者は民間助成財団が助成事業を通じて達成しようとしている社会的な目的を理解し、それに関連の深い形での研究活動の企画を提案する必要があるということをご説明いただきました。さらに、企画書作成の際に具体的に留意すること、選考の流れ、仕組み、評価方法等、採択されるために重要なポイントについてもご紹介いただきました。参加者は50名を超え、セッション終了後には、財団助成金の獲得のコツや、海外の民間助成金との比較、間接経費が付く助成金は存在するのか等の質問が挙げられ、活発に質疑応答が行われるなど、各大学、研究機関における民間助成金への関心の高さが伺えました。

今回の講演を通して、助成財団による助成金申請は、社会的な重要性、課題解決方法、成果の社会還元など、社会との関係性をより重視したものであり、科学研究費補助金(科研費)申請のような国の競争的資金とはまた異なった特徴を持つということを理解することができました。また、今後大学においても、民間助成金を活用し、持続的な研究活動、研究力強化に繋げていく必要性を感じました。若手研究者に対する民間助成も増えていることから、これらをいかに活用し、大学における研究力の底上げに繋げていくかを考えていく必要があると思います。

4. 助成財団とURA

財団助成金は研究資金獲得のチャンスを広げるものであり、純粋な研究費として用いることができるため(近年は研究だけでなく、大学のシステム改革や大学院教育プログラムの実施、地域における社会実装など、組織的かつ大規模なプロジェクトマネジメントを求める競争的研究資金も多い)、研究者にとって大きな意義を持っています。外部資金申請支援に携わっているURAは、公的機関の競争的資金申請に加え、助成金申請のアドバイスを求められる機会も多いのではないかと思います。URAは各助成金の公募で求められていることを的確に理解し、研究者に適切なアドバイスができるよう、財団の理念や応募要件を読み解くことが重要であると思われる。これは財団の助成金に限ったことではなく、どの申請に関しても同じことが言えると思いますが、求められていることをいかに理解するかということであると思います。助成財団センターのセッションで紹介があったように、助成財団の社会的な存在意義や、各財団が助成金を通してどのような社会貢献を果たそうとしているのかという点を、URAも研究者も意識する必要があるでしょう。

申請に対するアドバイス以外では、URAと助成財団の関わりは現時点ではあまり多くはなさそうですが、もしURAが財団助成金によるプログラムのマネジメントにまで関わるという状況があれば、財団においてプログラムの企画開発や運営に関わるプログラム・オフィサーとURAの連携が求められるようになるかもしれません。

5. URAに求められるもの

前述のように、年次大会で取り上げられたトピックの幅広さを見るだけでも、URAに求められる役割が非常に

多岐に渡ることがわかりますが、今回の年次大会テーマ「リサーチ・アドミニストレーターのレベルアップから組織の研究力強化へ」は、大学等研究機関の研究力強化に資することをURAは期待されている、という認識の現れでしょう。URAにとってのステークホルダーは、研究者をはじめ、大学等の所属組織、国、企業、自治体等様々であり、各ステークホルダーから求められる役割も多様ですが、今回の大会では、特に大学等の“組織”から求められる役割に焦点が当てられたということになります。

年次大会中の大学執行部特別セッションでは、各大学の学長、理事らによる、大学経営にどのようにURAを活用していくかという観点での発表およびディスカッションがなされ、研究力分析や、それに基づく研究戦略および機能強化策の立案への関与、大学の経営方針に沿った研究推進、すなわち研究拠点形成の企画やそのための大型外部資金申請支援、異分野連携および産学官連携研究拠点のマネジメントを、URAに期待しているということが示されました。URAは大学経営という俯瞰的な視点を持ちながら、個々の業務に携わっていくことが望まれているということであると思います。

一方で大学は、世界規模で急激に変化する社会の中で、産業競争力の強化、イノベーション創出、環境問題や少子高齢化社会における課題への対応等、社会的な役割が大きく求められるようになっていきます。大学における教育研究も、国民や社会の期待に答えていくことが必要とされています。URAは研究を中心とし、多様なステークホルダーをつなぐ役割を持ちます。今後は、“社会における大学経営”というさらに上位の視点を持ちつつ、社会と大学・研究者を媒介する者として、重要な役割を担うことがURAには期待されているのではないかと考えています。

6. おわりに 一助成財団への期待—

これは個人的な経験ですが、独立して間もない若手研究者から最も多く、財団助成への申請についての相談を受けます。公的な研究助成は多く存在するとはいえ、明確に若手研究者を対象にした研究費を獲得する機会は、科研費やその他一部の研究費を除きそう多くはありません。また、若手が対象とはいえ、ある程度研究が進み実績のあるプロジェクトが採択される場合が多く、まだまだどのように展開していくのが不明な研究には研究費が付きにくいという状況があります。しかし、これもごく個人的な



感想に過ぎませんが、財団による研究助成は、比較的未熟な研究プロジェクトでもその価値を見出してくれる場合がそれなりにあるという印象があります。若手研究者が新たなアイデアによる研究をスタートする際に、財団による研究助成は非常に貴重な機会を与えてくれるのではないかと感じています。

異なる分野の研究者との交流は、時に新たな研究の展開を導くことがあり、特に若手研究者が独自の研究分野を開拓していくきっかけになることがあります。全く異なる分野の研究者同士が、ある外部資金の採択者らの研究交流の場で情報交換をしたことがきっかけで共同研究を行うことになり、一方の研究分野だけでは決して気がつくことのないような解釈を導き出したということを、当事者から聞かせてもらったことがあります。このような研究者らの研究交流

の場の提供を、助成財団にも是非期待したいと思います。

さらに、助成財団のミッションが社会貢献活動であることを考えれば、社会課題への対応を目指した研究活動への助成において、自然科学と人文・社会科学の連携を考えることは自然であろうと思われれます。人文・社会科学が見出した社会課題をどう自然科学の知見を活かして解決していくか、逆にどう人文・社会科学の知見を活かして科学技術を社会で実装していくのか、相互の連携により新たな知や課題解決を生み出していくことが期待されます。このような視点による研究助成が、研究者らが自らの研究と社会との関係を再考するきっかけとなるかもしれません。

RA 協議会参加組織一覧（平成27年12月現在）

筑波大学、東京農工大学、金沢大学、福井大学、横浜国立大学、信州大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、徳島大学、長崎大学、熊本大学、奈良先端科学技術大学院大学、首都大学東京、関西大学、沖縄科学技術大学院大学、情報・システム研究機構

参照文献

- [1] 文部科学省, リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備事業 平成24年度公募要領.
- [2] 文部科学省, 研究大学強化促進事業説明資料.
- [3] 文部科学省, “研究大学強化促進事業,”
[オンライン]. Available: http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/sokushinhi/_icsFiles/afieldfile/2015/10/05/1333815_03_5_1.pdf
- [4] 文部科学省, “科学技術イノベーションの推進について (平成26年度 大学等における産学連携等実施状況について)の関連調査速報値),” [オンライン]. Available: http://www.rman.jp/meetings2015/s_1.pdf
- [5] リサーチ・アドミニストレーター協議会, “リサーチ・アドミニストレーター協議会ウェブサイト,”
[オンライン]. Available: <http://rmanjp.sakura.ne.jp/>
- [6] リサーチ・アドミニストレーター協議会年次大会実行委員会, “RA協議会第1回年次大会 予稿集,” 2015.
[オンライン]. Available: <http://www.rman.jp/meetings2015/proceedings.pdf>

助成財団におけるマイナンバー制度 —実務上のポイント



認定特定非営利活動法人 NPO 会計税務専門家ネットワーク 理事長 税理士

脇坂 誠也

平成2年 早稲田大学卒業。平成3年～5年 国際協力事業団青年海外協力隊コートジボワールに派遣。平成11年に脇坂税務会計事務所開設。税理士、中小企業診断士、行政書士。認定NPO法人NPO会計税務専門家ネットワーク理事長、公益財団法人さわやか福祉財団、NPO法人日本ファンドレイジング協会、東日本大震災支援全国ネットワーク他監事
著書 「基礎からマスターNPO法人の会計税務がイデ(清文社)」、「社会起業家のためのNPO・新公益法人Q&A」(三和書籍)

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会的な基盤です。制度は平成28年1月から始まりますが、すでに多くの団体でその準備に取り掛かっていると思います。

今回は、これから準備をする団体に向けて助成財団がマイナンバー制度にどのように対応していけばいいのか、具体的に順序立ててお話をしたいと思います。なお、マイナンバー制度において事業者には義務付けられている安全管理措置には、「人的・組織的安全管理措置」(組織体制の整備、担当者の教育等)と「物理的・技術的安全管理措置」(社内整備の見直し、システムの整備等)がありますが、今回は、「人的・組織的安全管理措置」を中心に述べていきます(但し、一部物理的安全管理措置の内容も含んでいます)。また、「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン(事業者編)」に規定されている「中小規模事業者」を前提として記載

し、最後に中小規模事業者に該当しない場合の取扱いについて触れておりますので、ご了承ください。

*中小規模事業者：事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者で、個人情報取扱事業者などの一定の事業者を除く事業者をいいます。

判定の基準日：事業年度末

日雇いの従業員、2か月以内で雇用する従業員などは除きます。

寄付等で取扱う個人の数が、過去6か月以内のいずれの日においても、5,000人を超えない者以外の者は、「個人情報取扱事業者」となり、中小規模事業者の特例の適用対象外になります。

1. いつから提出する書類に個人番号を記載するか

平成28年分の提出書類より、行政機関にマイナンバー(以下、「個人番号」とします)を記載して書類を提出する必要があります。従って、平成28年1月以降随時、個人番号を記載して書類を作成し提出することになりますが、主に作業をするのは、平成28年分の年末調整作業以降になるかと思われます。

2. 社内ルールの策定

(1) 事務責任者と事務取扱担当者の決定

まず、個人番号の事務責任者、事務取扱担当者を決めます。事務責任者とは、特定個人情報等の取扱いに関して総合的な責任を有する者で、事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う事務に従事する従業員です。事務取

		H27.10	H28.1	H29.1
従業員等	社会保障関係			健康保険・厚生年金資格取得届・喪失届の作成・提出 被扶養者(異動)届の作成・提出 国民年金第3号被保険者関係届の作成・提出 雇用保険資格取得届・喪失届の作成・提出
	税務関係		退職者の源泉徴収票の作成・提出 給与所得の源泉徴収票の作成・提出	
報酬の支払先				報酬、不動産使用料等の支払調書の作成・提出
貴法人で実施すべきこと		事前準備 年末調整時の従業員の個人番号の収集		講師等の個人番号の収集
		従業員等の教育		
国の対応		通知カードによる個人番号の通知		個人番号カードの交付開始
				マイナポータル開始

マイナンバー関連業務のロードマップ



担当者は、必ずしも個人を特定して決めなければならないわけではなく、例えば「経理課」という課単位でも問題ないのですが、そこから番号が漏れることのないよう、教育を徹底する必要があります。また、後述しますが地方の事務所等の従業員の本人確認を行う者や、講演会の講師等から個人番号を対面で収集する者も「事務取扱担当者」となります。

また、事務取扱担当者が複数いる場合、事務責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましいとされています。

(2) 個人番号が必要な帳票の把握

担当者が決まったら、個人番号が必要となる帳票を把握します。以下に、個人番号を記入することとなる主な書類を記載します。それぞれ誰の個人番号が必要になるのか、

ほかにもどのような個人情報(氏名、生年月日等)が必要になるのかを把握してください。

(3) 収集の方法の決定

担当者がそれぞれどのような方法で個人番号を収集するかを決めます。個人番号の提供を受ける方法としては、対面、郵送、メールなどが考えられます。

従業員の場合には、扶養控除等申告書で収集するのが一般的かと思われます。地方に事務所等がある場合には、その地方の事務所等の従業員を「事務取扱担当者」として指名し、その者が本人確認を行うことも可能です。

個人の講師など団体以外の者からの個人番号の収集については、行政機関は対面による取得を推奨しています。対面で取得する場合には、講演等の当日に会場に行く者を

「事務取扱担当者」として教育し、講師等より個人番号を収集することになります。

番号の提供を受ける際には、番号提供者本人であることを確認する必要があるため、「番号確認」と「身元確認」が必要になります。本人から提供を受ける場合には、次のいずれかの提示を受けて確認する必要があります。

- ① 個人番号カードの提示
- ② 通知カードの提示及び運転免許証等の提示
- ③ 住民票の写し及び運転免許証等の提示

①の場合は、個人番号が記載されている公的な身分証明証である個人番号カードのみで番号確認と身元確認をすることができます。②又は③の場合には、通知カードか住民票の写し(個人番号が記載されたもの)において番号確認を行い、さらに運転免許証等の公的な身分証明証等で身元確認を行います。なお、入社時などにすでに身元確認をしている従業員については、身元確認を省略できます。

また、対面以外の方法としては、個人番号の提供をお願いする文書を郵送して取得するなどの方法が考えられますが、氏

種類	提出書類	必要となる個人番号	開始時期
法定調書 (給与所得等)	給与所得の源泉徴収票	受給者 配偶者 扶養親族	H28.1～の 支払分
	退職所得の源泉徴収票	受給者	
	報酬・料金等の支払調書	受給者	
	不動産使用料の支払調書	受給者 幹旋者	
	不動産譲受対価の支払調書	受給者 幹旋者	
	不動産幹旋料の支払調書	受給者	
法定調書 (その他)	公的年金等の源泉徴収票	受給者 配偶者 扶養親族	H28.1～の 支払分
	新株予約権の行使に関する調書	受給者	
	株式の無償割当に関する調書	受給者	
	退職手当金等支払調書	受給者 退職者	H28.1～の 支払分 (3年猶予)
	配当・剰余金分配等の支払調書	受給者	
	みなし配当の支払調書	受給者	
	株式等の譲渡対価等の支払調書	受給者	
交付金銭等の支払調書	受給者		
給与支払 報告書等	給与支払報告書	受給者 配偶者 扶養親族	H28.1～の 支払分
	退職所得の特別徴収票	受給者	
扶養控除 申告書等	給与所得者の扶養控除等申告書	受給者 配偶者 扶養親族	H28.1～の 支払分
	配偶者特別控除申告書	受給者 配偶者	
	保険料控除申告書	受給者	
	退職所得の受給に関する申告書	受給者	
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届	被保険者	H28.1～の 支払分
	雇用保険被保険者資格喪失届	被保険者	
健康保険 厚生年金 保険	健康保険・厚生年金保険 資格取得届	被保険者	H29.1～の 支払分
	健康保険被扶養者届	被保険者 配偶者 扶養親族	
	国民年金第3号被保険者資格取得届	配偶者 扶養親族	
	健康保険・厚生年金保険 資格喪失届	被保険者	
	被保険者標準月額算定基礎届	被保険者 (70歳以上)	
	被保険者標準月額変更届	被保険者 (70歳以上)	
	被保険者賞与支払届	被保険者 (70歳以上)	

個人番号の記載が必要な書類(主なもの)

名及び住所又は生年月日がプレ印字された書類は国税庁において「本人確認書類として適当と認めるもの」になっていますので、国税関係の書類の提出のみ必要な報酬等（講師等への謝金、家主への家賃等）については、個人番号の提供をお願いする文書にあらかじめ支払先の氏名と住所（又は氏名と生年月日）を記載して郵送し、その書類に支払先が個人番号カード等の番号確認書類のコピーを貼り付けて返送すれば、免許証等の身元確認書類の提供は不要となります。

提供を受ける方法		注意点
対面による取得	対面で個人番号を取得し、原本での番号確認、身元確認をする。	本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の原本での提示を必ず受ける。本人確認書類のコピーは不要。
郵送による取得	個人番号の提供をお願いする文書を送付して、個人番号カード等の本人確認書類のコピーを添付して返送してもらう。	報酬など税金関係にしか個人番号を使用しない場合には、氏名及び住所又は生年月日がプレ印字された書類に、番号確認書類のコピーが添付されて講師等から返送されれば、身元確認書類は不要となる。
メールによる取得	「個人番号カード」等の本人確認書類の写真を撮るか、スキャンをしてメールに添付してもらう。	添付ファイルにパスワードを設定する必要がある。本人確認書類が必ず必要。

個人番号取得の方法別の注意点

(4) 取り扱い状況記録の保存方法の決定

特定個人情報等の取り扱い状況をどのように取り扱ったのかを記録する方法を決めます。操作ログが自動的に残る給与計算システムなどを使用していることが望ましいのですが、それが難しい場合には、業務日誌等で、いつ、だれが、誰の特定個人情報等を登録・修正・削除したのか、何の書類を作成し、どこへ提出したのか等を記録します。

(5) 事務取扱担当者の作業の方法の決定

「個人番号の記載された書類等をどのように取りまとめ、作業中はどのように保存するのか」、「データ入力や帳票作成を誰がどのように行うのか」、「行政機関への提出はどのように行うのか」、「帳票を本人にはどのようにして交付するのか」、「個人番号が記載された書類等をどのように保存していくのか」というような事務取扱担当者の具体的な作業の方法を決めていきます。

(6) 情報漏えい等に対する体制の整備

情報漏えい等の事案の発生等に備えて、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておきます。例えば、従業員に対し、情報漏えいがあった場合の団体内での連絡先をあらかじめ通知しておく、事務取扱担当者に定期的に誓約書を提出させるなどの方法が考えられます。

(7) 特定個人情報等が記載された書類の廃棄・削除方法の決定

特定個人情報等は、復元できない手段で廃棄・削除しなければなりません。書類であれば、シュレッダーにかける、溶解処理をする（溶解処理の場合は、業者から処理を完了した証明書を入手する）などの方法が考えられ、データの場合には、書類の法定保存期間が過ぎたら自動的に個人番号を削除するシステムを利用することや、書類の廃棄と同じタイミングで確実に削除する、などの方法が考えられます。個人番号を記載する書類の中で、一番法定保存期間が長いものが7年ですので、実務的には、この廃棄・削除は、7年を目安として、年末や年度末など1年に1回行うとよいでしょう。

そして、特定個人情報等を削除・廃棄したことを、事務責任者が確認することが必要です。

3. 社内規程の作成

ここまで述べたことを、社内規程にまとめます。社内規程には、基本方針と取扱規程があります。基本方針は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、組織として取り組むために作成します。作成は任意です。一方、取扱規程は、事務の流れを整理し、特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるものです。公益財団法人助成財団センターのホームページでは、取扱規程の参考資料が閲覧できます（センターの会員のみ）。また、中小規模事業者については、取扱規程の作成自体は義務ではなく、次の2点を義務としています。

- ① 特定個人情報の取扱い等を明確化すること
- ② 事務取扱担当者が変更となった場合、確実な引き継ぎを行い、責任ある立場の者が確認すること

中小規模事業者については、取扱規程を作成しないのであれば、特定個人情報の取扱い等を明確化するために、下記のような表を作成することをお勧めします。



事務の流れ	責任者	事務取扱担当者等	取扱方法
①担当者が個人番号を収集する方法	事務局長A	・大阪事務所S ・事務取扱担当者B	・講演会講師等の収集は、Bが郵送で行う。 ・東京事務所分は、Bが扶養控除等申告書で収集し、本人確認を行う。 ・大阪事務所分は、Sが扶養控除等申告書で収集し、本人確認を行い、Bへ郵送する。
②特定個人情報等の取扱状況記録の保存方法	事務局長A	-	・給与計算システムのログの自動保存機能を使用する。
③個人番号の記載された書類等の取りまとめ・作業中の保存方法	事務局長A	・事務取扱担当者B	・書類に記載の不備がないかを確認し、年度ごとに分けてファイルを作成し綴じる。 ・鍵付きキャビネットに年度ごとに分けて保存する。
④情報システムへのデータの入力と帳票の作成方法	事務局長A	・事務取扱担当者B・C	・Cは、システムへ個人番号他の情報を登録して帳票を作成・出力・確認する。 ・Bが、出力されたものの内容をダブルチェックする。
⑤帳票の行政機関への提出方法	事務局長A	・事務取扱担当者C	・電子申告
⑥帳票の本人への交付方法	事務局長A	・事務取扱担当者B	・源泉徴収票：大阪事務所には郵送 東京事務所では手渡し ・支払調書：郵送
⑦個人番号の記載された書類等の長期保存方法	事務局長A	・事務取扱担当者B	・ファイリングした書類を鍵付きキャビネットに年度ごとに分けて保存する。
⑧情報漏えい等があった場合の対処方法	事務局長A	・事務取扱担当者B・C	・従業員に対し、情報漏えいがあった場合の連絡先を通知しておく。 ・事務取扱担当者B・Cは、期首に誓約書を提出する。
⑨法定保存期間を経過した帳票の控えの廃棄・削除方法	事務局長A	・事務取扱担当者B・C	・年度末に7年経過したファイルの書類をシュレッダーにかける。 ・同じタイミングで、データを削除する。

マイナンバーの取扱方法について（記載例）

また、今回述べていない「物理的・技術的安全管理措置」についても、取扱規程を作成する場合には、団体内で講じた安全管理措置を取扱規程に記載します。

4. 事務取扱担当者への社内ルールの周知と教育

上記2の(1)で決めた事務取扱担当者に対し、2で決めた社内ルールの周知と、個人番号を取り扱う上での注意点について教育する必要があります。

教育内容としては、以下が考えられます。

① マイナンバー法の規制内容

例：行政機関に提出する場面以外では使わないこと等

② 社内ルールの周知

③ 番号確認、身元確認の具体的な方法

同じ「事務取扱担当者」でも、源泉徴収票や支払調書などの行政機関への提出書類を作成する担当者と、報酬の支払先から対面で個人番号を収集する担当者では教育内容が違ってきますので、それぞれの担当者に適切な教育を行うことが必要です。

また、実際に個人番号を取り扱う業務が始まった後も、事業者は特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取

り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行っていくことが重要です。

5. 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

上記2の(1)で決めた事務責任者は、特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行います。そして、必要に応じて、従業員に対する教育や安全管理措置の見直しを行っていきます。

6. 中小規模事業者該当しない場合の取扱い

中小規模事業者該当しない場合には、組織体制を整備し、取扱規程の作成、システムログ又は業務日誌等よりも詳細な利用実績の記録を残すことや、個人情報取扱台帳の作成などが必要となり、さらに、情報漏えい等に対する体制や、特定個人情報等の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しも、より厳格な整備が必要となってきます。

第6回東アジア市民社会フォーラム 2015報告

2015年10月9日に中国・無錫市の江南大学で「第6回東アジア市民社会フォーラム」が開催されました。このフォーラムは、「日中韓の市民社会の交流が3カ国の平和と繁栄につながる」という理念のもとに、2009年から日本、韓国、中国と毎年開催国を移しながら、JIVRI(ボランティア活動国際研究会)、CANGO(中国国際民間組織協力促進会)、KVF(韓国ボランティアフォーラム)共同主催団体となり開催を続けてきた。参加者は、中国約50名、日本約20名(JICA中国事務所関係者を含む)、韓国約30名、合計100名ほどでした。

フォーラムは、午前3カ国からそれぞれ基調講演があり、午後は3カ国から2名ずつ登壇し問題提起を行い、次いで日本、韓国から特別報告があるという大変盛りだくさんな内容でした。

中国からの基調講演は、王名(清華大学公益慈善研究院院長、他)氏より、「中国における公益慈善事業の発展、改革と動向」について報告された。公益と慈善をそれぞれ単独で用いるのではなく、組み合わせた公益慈善という概念、用語を用いたことの重要性、意義が論じられた。韓国からは、趙東成名誉教授(長江商学院教授)より、CSV(共同価値創出)についての報告があった。韓国でのCSVは、よい企業や商品を作り、国家国民に還元する考え方に近いとのことでした。金田晃一氏(武田薬品工業株式会社コーポレート・コミュニケーションズ&パブリックアフェアーズCSRヘッド)から、日本企業の自然災害支援における中間支援組織の役割と他のアジア諸国への適用の可能性について述べられました。

午後の問題提起では、まず日本から始まり、1番目の黒田かをり氏(一般財団法人CSOネットワーク事務局長)は「日本における企業の社会的責任とNPOの役割」について、2番目は筒井のり子氏(日本ボランティアコーディネーター協会代表理事)は「市民社会の構築に不可欠なボランティアコーディネーター(以下「VC」)」について報告しました。

次いで、韓国からは金道泳氏(SKブロードバンドCSRチームリーダー)より、韓国企業のCSRについて報告がありました。金氏は韓国のCSRが21世紀に入ってから本格化し、NPOの活動がまだ認知されていないため、企業が自ら財団を立ち上げ自前で活動している現状を説明しました。次

いで閔泳瑞氏(SPARK)より、社会的経済についての報告がありました。本質的には社会的価値と経済的価値(収益による持続的発展)の両立であるとの説明でした。中国からは黄浩明氏(CANGO副理事長兼秘書長)より、「社会組織と企業との協力の機会と課題」について報告されました。NPOと企業との協働に向けては中国では初期段階にあるものの具体的な取り組みにつながるための法整備や社会組織側の専門性、社会的信用力の向上など5つの解決策などが述べられました。2人目の章興鳴氏(江南大学新社会組織研究センター准教授)からは、江南大学の所在地である無錫市を事例とし「中国の特色ある社会の機能不全(社会的組織の発展についての課題)」について報告されました。

最後に特別報告として、鄭ムスン氏より、企業とNPOとの関係について報告がありました。韓国では今後企業・消費者・NPO等による協力型のパートナーシップが求められ、そのための中間組織が必要であると報告がありました。

フォーラム最後は、鈴木勝治氏(公益財団法人公益法人協会専務理事)から「日本における社会的企業」についての特別報告でした。社会的企業として新しい法人形態が検討されているが、その必要性や既存の法人の活用という議論があり、実現には至っていないという報告がなされました。

今回、日本、中国、韓国からそれぞれ社会の変化に伴って、NPO等の非営利組織にも変化が見られることや共通の課題の存在が確認できました。来年からは3巡目に入り、また日本での開催となります。

開催は来年の秋の予定です。そのときには多くの助成財団の皆さまも参加されてはいかがでしょうか。

(湯瀬 秀行)



N 助成財団 ニュース News

新入会員財団のご案内

法人会員

公益財団法人SBS鎌田財団

(代表理事：鎌田 正彦 所在地：東京都墨田区)

一般財団法人テレコム先端技術研究支援センター

(会長：安田 靖彦 所在地：東京都新宿区)

公益財団法人戸部眞紀財団

(理事長：戸部 貞信 所在地：大阪府中央区)

コスモエネルギーホールディングス株式会社(コスモ
石油エコカード基金)

(代表取締役社長：森川 桂造 所在地：東京都
港区)

一般財団法人松井角平記念財団

(理事長：松井 角平 所在地：東京都中央区)

公益財団法人喫煙科学研究財団

(理事長：石川 隆俊 所在地：東京都港区)

『英国チャリティーその変容と日本への示唆』 出版記念シンポジウム開催

2014年度に(公財)公益法人協会は、2006年英国チャリティー法が英国社会に与えた影響などについて調査しました。奇しくも同時期に進んだ日本の公益法人改革の今後の課題解決を考える上で、改革後の英国におけるチャリティーの変容を探ることが大変重要な研究課題と考えて、英国チャリティー変容調査プロジェクトを実施、2014年9月には実際に英国に赴いて現地調査を行い、調査報告書は2015年4月に完成しました。このほど『英国チャリティーその変容と日本への示唆』と題して一般に出版されることになりました。それを記念して出版シンポジウムが12月24日に開かれます。詳細は(公財)公益法人協会のホームページをご覧ください。

<http://www.kohokyo.or.jp/>

日 時：2015年12月24日(木) 13:30～17:00

(シンポジウム終了後記念パーティーを予定)

場 所：(公財)仏教伝道協会の仏教伝道センタービル8階
東京都港区芝4-3-14 (TEL: 03-3455-5851)

内 容：第一部：執筆者による調査報告

－石村耕治氏、溜箭将之氏、岡本仁宏氏、
中島智人氏、小林立明氏、白石喜春氏

第二部：討論－英国チャリティー制度の日本の制度
への示唆

－濱口博史氏、太田達男氏、堀田力氏、新井誠氏、
早瀬昇氏、黒田かをり氏

参加費：3,000円(書籍代を含む)

12月は寄付月間

寄付月間とは、「寄付の受け手側が寄付者に感謝し、また寄付者への報告内容を改善するきっかけとなること、そして多くの人が寄付の大切さと役割について考え、寄付に関心をよせ、行動をするきっかけとなることを目指した月間」(寄付月間公式サイトより)です。

今年の12月から毎年12月を寄付月間として、様々な寄附に関する啓発事業、イベントの開催が予定されています。詳細は、「寄付月間～Giving December～2015」公式サイト <http://giving12.jp/> をご覧ください。

当センターは賛同パートナーとなっているほか、田中専務理事が寄付月間推進委員会(委員長：小宮山 宏(株式会社三菱総合研究所理事長／一般社団法人 Japan Treasure Summit 代表理事))の委員になっています。





助成財団の集いのお知らせ

今年度も来年2月に例年通り「助成財団の集い」を開催いたします。

今回も皆さまの役に立つ、また刺激的な内容をと、現在鋭意企画中ですが、日時等が決まりましたので、皆さまのスケジュールに入れていただければ幸いです。

詳細は、別途お知らせいたします。

■日時 2月10日(水) 13:00~17:00

(受付開始は12:30より)

— 終了後、懇親会 —

■場所 御茶の水ソラシティ ホールWEST

東京都千代田区神田駿河台4-6

御茶ノ水ソラシティ2F

Tel・03-6206-4855

【第一部】

基調講演1「助成財団センター創設30周年から見えてくる今後の助成財団」(仮)

山岡 義典 氏 公益財団法人助成財団センター理事長

【第二部:パネルディスカッション】

「助成活動の新たなチャレンジ」(仮)

◇パネリスト◇

3~4団体を目途に調整中

◇コーディネーター

調整中

情報交換・懇親会(於・御茶の水ソラシティ ホールEAST)

助成団体要覧 2016 発行

隔年に発行しています『助成団体要覧』の2016年版を来年1月に発行いたします。現在、鋭意編集ですが、収録団体数が2014年版から150超となる1400団体を超えます。

当センター会員の皆さまには発行後に贈呈の予定です。非会員で今版に掲載していただいた団体には割引で販売いたします。日本で助成団体の現状がわかる唯一の書籍です。

よろしくお申し込み申し上げます。



会員募集中!!

助成財団センターの活動を会員として支えてください。皆様のご入会を随時お受けしています。

詳細はセンターまでお問い合わせ下さい。

団体会員 一口 50,000 円/年 (年度の途中(10月1日以降)にご入会の場合は、)
個人会員 一口 10,000 円/年 (当該年度の会費を半額と致します。)

主な会員特典

1. 各種セミナー・研修会等へ会員料金が適用され、優先的に参加出来ます
 2. 移行認定に関する相談、移行後の助成財団の運営に関する様々な相談が無料で受けられ、関係情報を得ることが出来ます
 3. 部会研究会や研修懇談会等を通して会員同士の研鑽・情報交換・交流の場が得られネットワークづくりに役立ちます
 4. 当センターが提供する主要データ集としての「助成団体要覧」「助成金応募ガイド」の無料配布が受けられます
- など

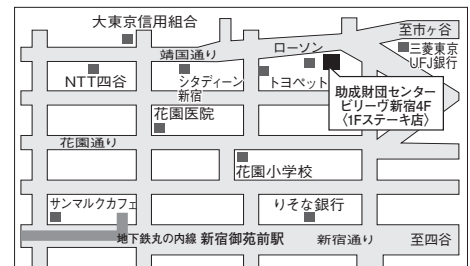
編集後記

◆今号は、金沢大学先端科学・イノベーション推進機構の鳥谷さんと佐々木さんに、ここ数年国公立大学をはじめとして広がっているURAについて、本年9月に行われた第1回リサーチ・アドミニストレーター協議会 第1回年次大会を踏まえてご報告をいただきました。研究助成を行う助成財団にとって、これから重要なパートナーとなる存在になるかもしれません。来年の第2回への参加も検討されてはいかがでしょうか。

◆いよいよ1月からマイナンバー制度が施行されます。税理士の脇坂さんよりわかりやすい対策についてご寄稿いただきました。参考にしてください。

◆巻頭言の山岡理事長が触れているとおり、この11月20日で助成財団センターは設立30周年を迎えました。2月開催の助成財団の集いでは、山岡理事長に当センターの30年を踏まえて、これからの助成財団について語っていただく予定です。ぜひ、ご参加ください。

◆まさにその30年前の立ち上げ時期に事務局を担っていた亀沢直道氏(当時トヨタ財団総務部長、センター事務局代理)が10月に永眠されました。氏は設立準備段階から関わられ、任意団体としてスタートした最初の2年間、実務面においてリーダーシップを発揮し、センターの基礎を固められました。謹んでご冥福をお祈りいたします。(湯瀬 秀行)



※地下鉄丸の内線新宿御苑前駅の四谷寄りの出口をご利用下さい。(四谷方面からお越しの方はホーム中央の地下通路を反対側に渡って下さい。)

JFC Views No.85 December 2015

編集・発行 公益財団法人 助成財団センター
発行日 2015年12月18日
編集・発行人 田中 皓

〒160-0022 東京都新宿区新宿1-26-9 ビリーヴ新宿4階
Tel 03-3350-1857 / Fax 03-3350-1858
URL <http://www.jfc.or.jp>
E-mail pref@jfc.or.jp